

高崎市・安中市消防組合消防局告示第 6 号

高崎市・安中市消防組合火災予防条例（平成 11 年高崎市等広域市町村圏振興整備組合条例第 12 号）第 39 条の 6 の規定に基づき、住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくても、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、住宅における火災による被害を最小限度に止めることができると消防局長が認める基準を次のとおり定める。

平成 26 年 12 月 10 日

高崎市等広域消防局長 高見澤 朗

住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準の特例について

住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくても、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、住宅における火災による被害を最小限度に止めることができると認める場合は、次のとおりとする。

- 1 住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下「住宅用防災警報器等」という。）と比較して、より高い性能を有する特殊な警報器や消火設備等が設置されている場合
- 2 住宅用防災警報器等と概ね同等の性能を有する機器が既に設置されている場合（高崎市・安中市消防組合火災予防条例第 39 条の 3 第 1 項に定められた住宅の部分に設置されている場合に限る。）
- 3 共同住宅の特例基準（共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について（昭和 61 年消防予第 170 号）及び共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について（平成 7 年消防予第 220 号））に定める住戸用自動火災報知設備、共同住宅用自動火災報知設備又は共同住宅用スプリンクラー設備が設置され

ている場合

附 則

この告示は、公布の日から施行する。